

八代市議会タブレット端末導入及び通信サービス利用業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、八代市議会タブレット端末導入及び通信サービス利用業務（以下「業務」という。）に係る優先交渉権者を選定する際の手続について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 事業名称

八代市議会タブレット端末導入及び通信サービス利用業務

(2) 業務内容

別紙「八代市議会タブレット端末導入及び通信サービス利用業務に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

令和7年9月1日から令和11年8月31日まで（48か月）

(4) 提案限度額

7,518,511円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 九州内に営業拠点（支店や支社、事務所等）を有し、本市への行き来が容易であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定のいずれにも該当していないこと。
- (3) 八代市暴力団排除条例（平成23年八代市条例第32号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (7) 業務を適切に行う体制を有し、過去5年以内に本業務と同種又は類似の業務について実績があること。
- (8) リモートによるプレゼンテーション（WEB会議）が出来ること。

4 参加申請書等の提出

(1) 提出書類

参加申請に係る提出書類は下表のとおりとする。

提出書類		内容、留意事項等	様式
1	参加申請書	様式に従い記載する。	様式第1号
2	業務実施体制調書	業務の実施体制について記載する。	様式第2号
3	業務実績調書	同種又は類似業務の実績について記載する。	様式第3号
4	企画提案書	仕様書の業務内容に対して、提案内容を作成する。	任意
5	業務工程表	履行期間中の業務スケジュールを記載する。	任意
6	見積書	業務の積算の基礎（内訳）を記載する。	任意

(2) 作成要領

提出書類は、A4判（縦横問わず）で統一して作成すること。提案内容本文の文字サイズは、11ポイント以上とすること。「6. 見積書」は契約期間の税込総額に加え、内訳として年度ごとの税込金額も提示すること。

(3) 提出部数

6部（正本1部、副本5部（複写可））

5 提出書類の受付

(1) 受付期限

令和7年6月13日（金曜日）午後5時まで

(2) 提出方法

持参（土日祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時まで）
又は郵送（受付期限必着）

(3) 提出先

〒866-8601 八代市松江城町1-25
八代市議会事務局 宛
電 話：0965-32-5984（直通）

6 質問の受付及び回答

実施要領、仕様書等について質問がある場合は、次のとおり受け付ける。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

(1) 質問の受付

- ①提出書類：質問書（様式第4号）
- ②提出期限：令和7年6月5日（木曜日）午後5時まで
- ③提出方法：質問書を八代市議会事務局宛に電子メールにて提出すること。

電子メールアドレス gikai@city.yatsushiro.lg.jp

(2) 質問に対する回答方法

提出された質問及び回答は、市ホームページ及び市議会ホームページで随時公開する。

7 審査基準及び審査方法

(1) 審査基準

別紙「審査基準表」のとおり

(2) 審査体制及び審査方法

企画提案の審査は、八代市議会タブレット端末導入及び通信サービス利用業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、別紙「審査基準表」に基づき、優先交渉権者を選定する。ただし、提示金額が提案限度額を超えている場合はその企画提案書は審査から除外する。

8 審査（プレゼンテーション、質疑応答）

(1) 実施日

令和7年6月26日（木曜日）予定

※開始時刻、会場等の詳細は参加通知と併せて通知する。

(2) 出席者

3名以内とし、プレゼンテーションを行う者は本業務に携わる管理責任者とする。

(3) 審査内容

参加事業者からのプレゼンテーション（30分以内）及び企画提案書等に関する質疑応答（10分以内）を実施し、別紙「審査基準表」に基づき行う評価の最高得点者を優先交渉権者として選定する。ただし、180点を合格基準点とし、合格基準点に満たない提案者は選定の対象としない。最高得点者が複数ある場合は、見積額が低いものを優先交渉権者として選定する。

(4) 審査結果

審査結果は1週間以内に参加事業者に対し、参加申請書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

審査結果は、市ホームページ（お知らせ・募集）及び市議会ホームページで公表する予定である。なお、審査結果の公表時には、最高得点者以外の参加申請者名は非公表とする。

(5) 優先交渉権者

優先交渉権者として選定された参加事業者と、契約締結の交渉を行う。

なお、当該交渉が不調のときは、採点結果が上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

(6) その他

- ・ プロジェクター、スクリーン及びケーブル（PCとプロジェクターをつなぐもの）は会場に用意するが、その他必要な機材は、参加事業者が持参し、機材の操作を行うこと。
- ・ 公平性確保のため、参加事業者は他の参加事業者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・ 参加事業者のプレゼンテーション順については、書類の受付順とする。

9 参加申請書等の取扱い

- (1) 提出された参加申請書等は、返却しない。
- (2) 提出された参加申請書等は、本業務優先交渉権者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出された参加申請書等は、本業務優先交渉権者の選定目的以外に提出者に無断で使用しない。

10 その他

- (1) 当該プロポーザルに係る費用は、全て参加申請者の負担とする。
- (2) 参加申請書等に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。
- (3) 審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。
- (4) 審査結果に関する質問・異議申し立ては受け付けない。
- (5) 提出期限以降の参加申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。

11 選定スケジュール

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (1) 公募開始（市ホームページ掲載） | 令和7年6月2日（月曜日） |
| (2) 質問の受付締切り | 令和7年6月5日（木曜日）午後5時 |
| (3) 参加申請書等の提出締切り | 令和7年6月13日（金曜日） |
| (4) 参加通知 | 令和7年6月18日（水曜日） |
| (5) 審査 | 令和7年6月26日（木曜日）予定 |
| (6) 審査結果の通知 | 審査から1週間以内 |
| (7) 契約締結 | 7月上旬を予定 |

12 事務局（問い合わせ先）

所在地：〒866-8601 八代市松江城町1-25

担当部署：八代市議会事務局

担当者：小谷、松崎

電話番号：0965-32-5984（直通）

FAX：0965-33-4440（直通）

電子メール：gikai@city.yatsushiro.lg.jp